



広報

かまいし

No.1603

KAMAISHI CITY PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

お知らせ版

2014.11月5日号

復興公営住宅の入居者を募集します

申し込みは、市営住宅と県営住宅を合同で受け付け、市外で被災した人も対象です。今回で、すべての地区の申し込みが終了しますので、忘れずに申し込みください。

問い合わせ

「市営」市都市計画課管理係 ☎22-2111（内線431、436）
「県営」岩手県建築住宅センター フリーダイヤル☎0120-2008-2001

収入や世帯員の状況により決定 ※別途共益費がかかります。

団地名・住所	管理区分	募集戸数 (予定)	完成時期 (予定)	家賃
鶴住居1号 (区画整理事業区域内)	市	集合32戸 (1LDK18戸、2LDK14戸)	平成28年10月	収入や世帯員の状況により決定 ※別途共益費がかかります。
鶴住居2号 (区画整理事業区域内)	市	集合48戸 (1LDK14戸、2LDK34戸)	平成29年4月	
鶴住居中心部 (区画整理事業区域内)	市	戸建40戸	平成28年4月 ～随時	
鶴住居日向 (鶴住居町第29地割地内)	県	集合30戸 (2DK10戸、3DK20戸)	平成27年8月	
片岸 (区画整理事業区域内)	市	戸建19戸	平成28年3月	
片岸 (片岸町第1地割地内)	県	集合22戸 (1DK8戸、2DK11戸、3DK3戸)	平成28年度	
嬉石第1 (嬉石町2丁目地内)	県	集合55戸 (1DK12戸、2DK31戸、3DK12戸)	平成28年度	
嬉石第2 (嬉石町3丁目地内)	県	集合31戸 (1DK8戸、2DK19戸、3DK4戸)	平成28年度	
松原 (松原町3丁目地内)	県	集合64戸 (1DK17戸、2DK37戸、3DK10戸)	平成28年度	
箱崎 (上前) (箱崎町第5地割地内)	市	戸建9戸	平成28年3月	
箱崎 (野川前・前田) (箱崎町第10地割地内)	市	戸建16戸	平成28年3月	
箱崎 (横瀬) (箱崎町第7地割地内)	市	戸建5戸	平成28年12月	
室浜 (片岸町第10地割地内)	市	戸建9戸	平成28年6月	
根浜 (鶴住居町第22地割地内)	市	戸建13戸	平成28年10月	
桑ノ浜 (箱崎町第13地割地内)	市	戸建11戸	平成28年11月	
両石 (両石町第2地割地内)	市	戸建25戸	平成29年4月	
両石 (両石町第2地割地内)	県	集合30戸 (1DK5戸、2DK20戸、3DK5戸)	平成28年度	
東部 (大町・只越町・大只越町・浜町)	市	2LDK34戸 ※詳細は、問い合わせください。		

(入居要件・優先入居基準・申し込み方法は次ページ)

胆大心小

たんだいしんしょう…強い勇氣、大きな志と共に、細やかな思いやりの心で真の復興へ

市長のつぶやき①

「復興釜石新聞」に感謝

震災後の混乱した状況下での創刊から、約3年4カ月がわたり、重要な情報媒体として市内全戸へ向けて無料で発行を続けられた「復興釜石新聞」関係者の皆さまのご協力とご尽力に、改めて深く感謝を申し上げます。

復興釜石新聞の有料化に伴い、市では復興や被災者支援に関する情報提供を行うため、11月から「広報かまいし」を月2回発行しますので、ご覧下さいますようお願いいたします。

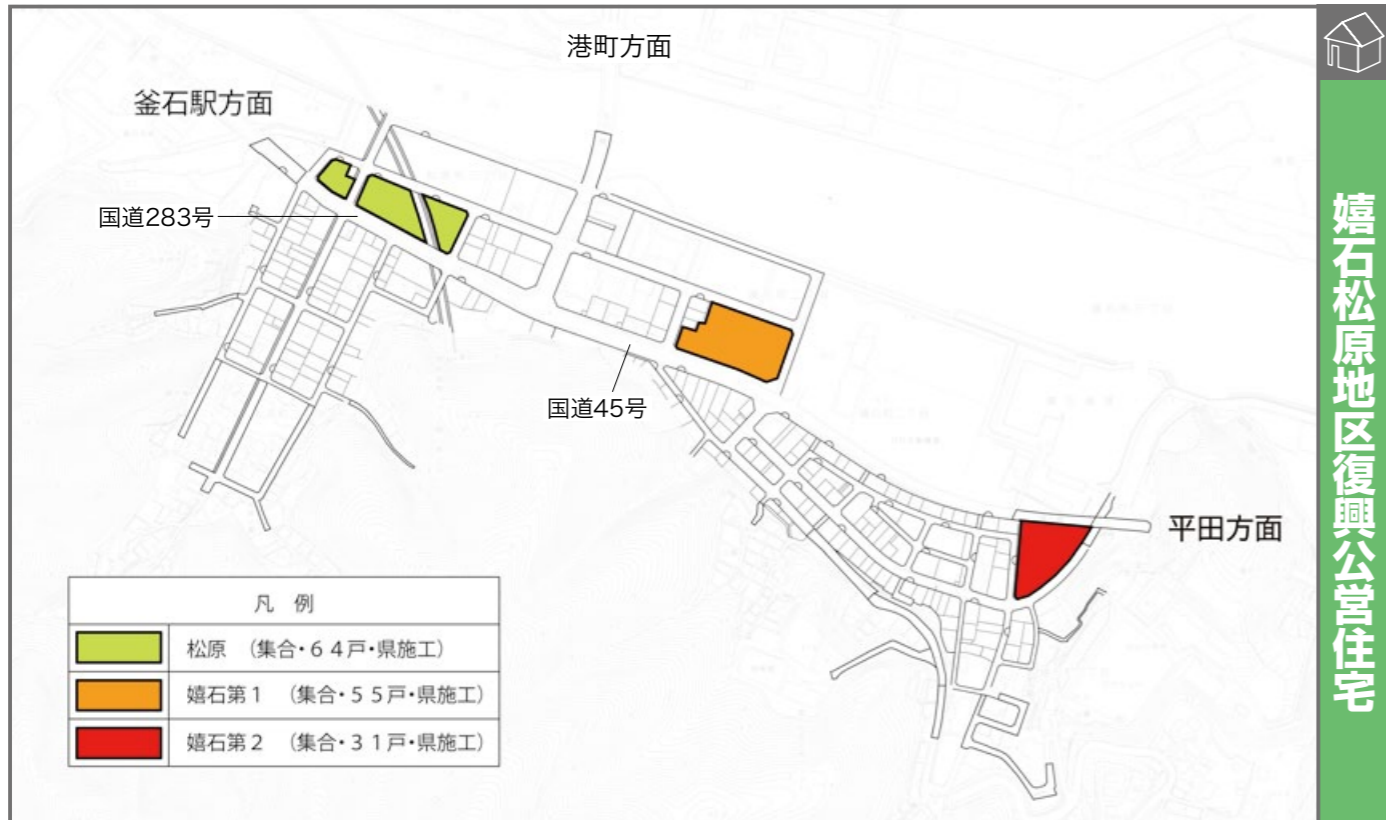
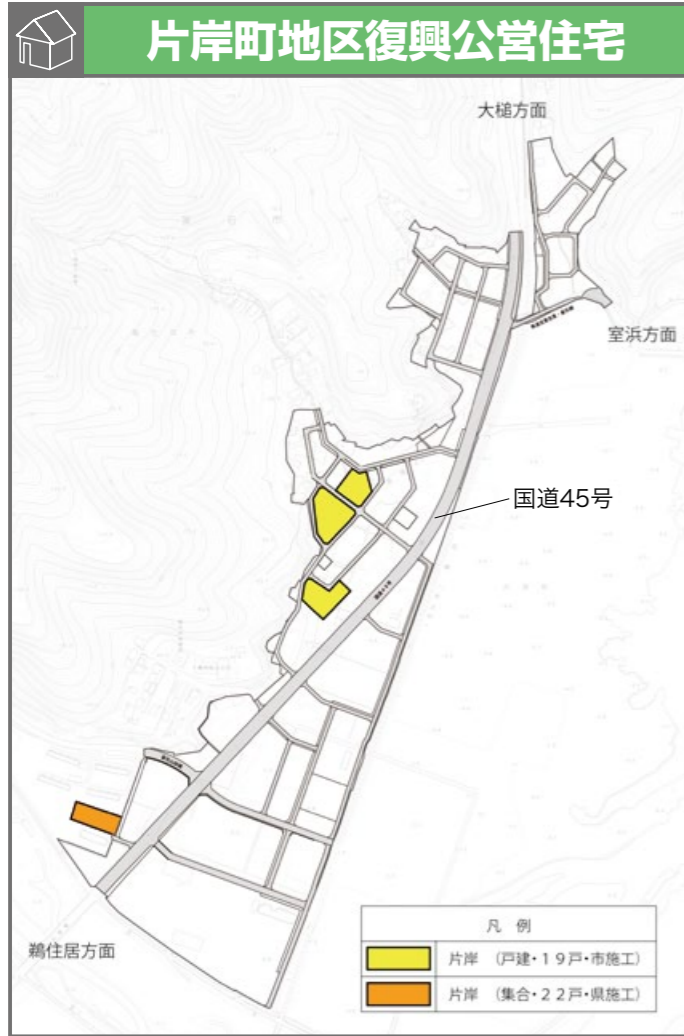
震災から3年7カ月が経過し、ようやく全復興公営住宅の入居者を募集できる運びとなりました。住宅再建意向調査登録済みの方も今後登録される方も、今号の広報で申し込み方法を確認し、手続きされるようお願いいたします。

また、自力再建される方々に対しては、造成スケジュール管理を徹底し、一日も早く宅地を引き渡しすべく整備を進めます。

本格復興へ課題は山積していますが、「胆大心小」を肝に銘じ全力で取り組みます。市民の皆さんのご支援・ご協力をお願いします。

釜石市長 野田武則

位置図



※その他の地区については問い合わせください。

入居申し込みができる世帯

次の(1)から(5)までのすべての要件を満たしていることが必要です。
 (1) ①から④のいずれかに該当する世帯
 ①東日本大震災により住宅を失った世帯(住宅が全壊、大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた場合)

震災時の住まい	自己所有の土地・住宅に住んでいた	借地に建設した自己所有の住宅に住んでいた	賃貸住宅に住んでいた
全壊	○	○	○
大半壊	△ ただし、申し込み時点で解体していること	△ ただし、申し込み時点で解体していること	△ ただし、申し込み時点で解体していること
半壊	△ ただし、申し込み時点で解体していること	△ ただし、申し込み時点で解体していること	△ ただし、申し込み時点で解体していること
一部損壊	×	×	△ ただし、建物の判定が半壊以上で解体していること
被害なし	×	×	△ ただし、建物の判定が半壊以上で解体していること

※表内の「△」は、ただし書きの要件を満たした場合に申し込みができます。

優先入居基準

- 第1位 震災前に住んでいた地区への入居を希望する世帯
- 第2位 復興事業の実施に伴って移転を余儀なくされる世帯
- 第3位 東部地区住宅の場合は被災時に釜石市に住民登録をしていた世帯
- 第4位 その他被災世帯
- 第5位 ①東日本大震災を契機とし

- (2) 賃貸人が自己都合によらず退去せざるを得なくなった世帯など
- (3) 収入が一定の基準を超える場合は申し込みできません。
- (4) 修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷がある場合で住宅を解体した世帯(市が危険と判断し、既に解体した場合)
- (5) 収入が一定の基準を超える場合は申し込みできません。
- (6) 仮設住宅(みなし仮設も含む)に住んでいるなど住宅に困窮していること
- (7) 住むことができる住宅(仮設・みなし仮設を除く)がある場合は、申し込みできません。
- (8) 入居申込者および同居する人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと
- (9) 市町村税を滞納していないこと
- (10) 住宅再建に関する補助金(被災者生活再建加算支援金など)を受領していないこと

て住宅を失った世帯(アパートなどの賃貸人が自己都合によらずに退去せざるを得なくなった世帯など)。
 ②修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷がある場合で住宅を解体した世帯(市が危険と判断し、既に解体した場合)
 ※優先入居基準第1位に該当し、かつ、第2位に該当する世帯は最優先となります。
 ◎入居世帯構成
 住棟の入居者構成バランスに配慮します。

要配慮世帯	5割
申し込み時点で、次のいずれかの条件に該当する世帯	
①重度(1・2級)障がい者、重度障がい児、要介護度3以上のいずれかがいる世帯	
②小学生以下の子ども、妊婦のいずれかがいる世帯	
③75歳以上のみの世帯(単身も含む)	
グループ世帯	2割
仮設住宅などで親しくなった人たちが親戚、知人などとグループで入居する世帯	
一般世帯	3割
その他の世帯(一般枠)	

※「要配慮世帯」と「グループ世帯」の両方の条件をみたます場合は、どちらかを選択してください。
 ※いずれも枠を上回る応募があった場合は抽選となります。
 【市営住宅】
 抽選日：12月6日(土)
 抽選会場：市役所第4庁舎3階
 第4会議室

申し込み方法(郵送可)

【県営住宅】12月中の開催で、日程を調整中
 ※優先入居基準および入居世帯構成枠については、市営住宅において適用となります。県営住宅については、若手県建築住宅センターに問い合わせください。

その他

今回の申し込みは、住宅の決定のみです。部屋の決定については、改めて通知します。
 なお、鶴住居日向については、部屋の決定まで行います。

- 住宅再建意向調査に登録している人には、申込用紙を送付しますので、必要事項を記入し、市都市計画課まで提出してください。なお、登録していない人に対しても市都市計画課で申込用紙を配布しています。
- ※申込用紙は、市および県のホームページからもダウンロードできます。
- ※申込用紙の他に「り災証明書(写)」を必ず添付してください。
- 受付期間：11月6日(木)～11月25日(火)
- 郵送の場合は11月25日(火)の消印まで有効
- 直接持参
 - 【平日】市都市計画課
 - 【休日】市役所第4庁舎3階 第4会議室
- 郵送：〒026-8686
釜石市役所都市計画課(住所不要)